

意見書

平成 19 年 5 月 18 日

郵政民営化委員会事務局 御中

米国生命保険協会(American Council of Life Insurers, ACLI)

米国保険協会(American Insurance Association, AIA)

米国サービス産業連盟(Coalition of Service Industries, CSI)

米国商工会議所(U.S. Chamber of Commerce)

米日経済協議会(U.S.-Japan Business Council, USJBC)

代表者

米国生命保険協会

国際渉外担当執行役員

ブラッド・スミス

101 Constitution Avenue, N.W.

#700

Washington, DC 20001, USA

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画(概要)」に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い致します。

謹白

米国生命保険協会、米国保険協会、米国サービス産業連盟、米国商工会議所、米日経済協議会（以下「当団体」）は、日本郵政株式会社（以下「日本郵政」）から発表されました「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画（概要）」（以下「概要」）および「別記『承継会社が行う業務の運営の内容及び見直し』」（以下「別記」）に対して、この度、郵政民営化委員会（以下「民営化委員会」）に意見を提出する機会をいただきましたことに感謝申し上げます。今回、発表された内容について以下の点を要請致します。

* * *

日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する日米両首脳への第五回報告書の「日本郵政公社」セクションに、以下の記述がある。

4. 包括性・透明性

a. 日本国政府は、適切な方法により一般公衆に対し郵政民営化に関する法律、規則、ガイドライン及びその他の情報を提供することを含む郵政民営化プロセスにおける透明性の確保の重要性を認識している。（略）日本国政府は、郵政民営化委員会の独立性を認識しつつも、郵政民営化委員会の透明性の重要性も認識している。

（略）

c. （略）日本国政府は、実施計画が最終決定される前に、実施計画を意味のあるパブリック・コメント手続きに付することにより、透明性をより向上させるべきであるとの米国政府の見解に留意する。

このように同報告書で日米両首脳が郵政民営化プロセスにおける透明性の確保を相互に確認し、公約している点を踏まえ、当団体は実施計画の適切性が検討される前に、民営化委員会が実施計画の全文を開示することを強く要請する。

同計画のより完全な、また積極的な開示がない限り、株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」）が既存商品の改定を含む新商品を提供する前に、他の民間企業と対等な競争条件の下に置かれることを確保するための十分な措置が同計画に盛り込まれているかどうかについて、当団体、他の外国業界団体ならびに関係国政府は適切、公正に分析することができない。このような分析は、日本政府が「サービス

の貿易に関する一般協定（GATS）」および前述の日米両首脳間における公約に基づく「内国民待遇」義務を果たしているかどうかを判断するために必須である。実施計画を理解するために欠かせない内容が広く公開されない限り、透明性の確保の重要性に対する日本政府の公約は意味をなさない。

透明性の確保とオープンで健全な競争のそれぞれから得られる利益は、相互に関連している。民営化のプロセスが、他の市場参加者が十分な情報を基に意見を提出できる機会を伴い、それにより、民営化に関する様々な政策判断が市場や生保業界に対するブルーデンシャル（信用秩序の維持）面の規制に与える影響を担当規制官庁がより深く理解することができれば、消費者は民営化から利益を享受できるであろう。一方、透明性を欠いたプロセスは将来起こりうる問題の火種となり、最終的には消費者に悪影響を及ぼすことになる。

郵政民営化案の本格的議論が始まって以来、当団体は様々な懸念事項を表明してきたが、民営化委員会が日本政府の諮問機関としてこうした懸念事項を取り上げ、その責任を果たされることを、日本の生保市場における他の市場参加者とともに期待している。そのためには、日本郵政による実施計画本体の意義ある開示が必要不可欠である。

実施計画の全文開示により、かんぽ生命の競合相手に機密情報が漏れることへの懸念の可能性については当団体も理解している。当団体は、こうした懸念を考慮に入れつつ、同時に実施計画に対し業界が熟慮した意見を民営化委員会に提供するのに必要なレベルの開示を確保するための、具体的な提案をする準備がある。

いまだ実施計画の内容開示が不完全で透明性に欠けていることから、十分なレベルの開示が行われ、利害関係者が同計画を適切に分析する時間が与えられるまで、民営化委員会が同計画についての意見を取りまとめる時期を延長されることを強く要請する。

今回の意見提出は、かんぽ生命が新・改定商品認可を申請する前に、民間と同一の法規制・監督要件をどのように満たすか、その明確なタイムテーブルが示され、それに応じた適切な措置が実施計画に含まれているかどうかについて意見を述べる機会となるべきであった。ところが日本郵政が実際に開示した不十分な情報からは、

かんぽ生命が移行期間中のできるだけ早い時期に、医療特約を含む新・改定商品の発売や加入後一定期間経過した場合の限度額の引上げ、加入年齢範囲の見直しなどを行えるようにより強く希望している点がうかがえるだけである。新商品を発売するにあたって、他の民間生保と同一の法規制を遵守することについては、「引受け・支払管理態勢等の整備を適切に行った上で」といったあいまいな表現にとどまっている。新・改定商品の発売認可申請および新・改定商品の発売のタイミングとコンプライアンス体制を関連づける、つまり認可申請の前にコンプライアンスを達成するという試みはまったく見受けられない。

当団体は、実施計画がかんぽ生命以外の生命保険会社への郵便局販売チャネル開放を明確化することも期待していた。しかし公表された資料には、「かんぽ生命の商品以外も、積極的に採用して販売します」といった言及があるものの、郵便局販売チャネルが開放されるタイミング、ならびに開放条件については全く触れられていない。ご存知のとおり、内国民待遇原則の下では政府保有である販売チャネルへのアクセスについて外国企業を差別することはできないのであり、この問題は当団体の会員企業にとって重大な懸念事項である。

当団体は、日本郵政グループ内の各社間で発生する複雑な取引関係の公表を基に、そうした関係がかんぽ生命の業務に与える影響を分析する準備を整えていた。保険業法の下では、グループ内の他業態事業会社の利益を保険会社へ内部補助することが禁止されているが、当団体はこの点との関連について懸念を抱いている。一般の民間生保が享受できない割引等によってかんぽ生命の業務コストが不当に削減されていないかどうかについても確認できることを期待していた。実施計画が十分に開示されていれば、かんぽ生命が郵便局会社に支払う委託手数料、営業社員の教育・研修、募集販売、免許取得等にかかる経費等の詳細な検証が可能だったと思われる。

かんぽ生命が独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構との間で締結している再保険契約についても、当団体は実施計画の関連部分を精査する予定だった。旧契約から生じる利益がかんぽ生命に対して不当に充当されないこと、また新・旧契約間で区分経理が厳格に実施されること、再保険契約がアームズ・レングスに基づいて締結されていることを、業界が確認できるようにすることが必要である。他の民間生保と競争するにあたって、政府がかんぽ生命に再保険契約を通じて事実上出資

するかどうか、またかんぽ生命を経済的に優遇しようとしているかどうかについて、再保険契約の詳細が明かされない限り意見を述べることは不可能である。

当団体はまた、かんぽ生命に政府出資が続くことから消費者の認識として当然生じる同社商品への暗黙の政府保証を解消する措置についても、実施計画の全文開示によって明らかにされることを期待していた。適切な措置がなければ、政府保証が存在するという誤解を通じてかんぽ生命が享受する競争上の優位性を解消することは難しいと思われる。これまでに開示された情報だけでは、この点に関しても実施計画の妥当性を判断することはできない。

地域貢献資金のしくみ、同資金交付とかんぽ生命保険の業務の関係についての情報も開示されるべきであったが、この点については情報がまったく提供されていない。商業ベースでの保険販売・サービス業務への資金交付は、その交付先と交付基準が問われる重要事項である。しかし、この点についても、日本郵政がこれまで開示した資料に意蘊のある情報は見当たらない。

今回の民営化の重要性、つまり、史上最大の政府保有機関の民営化であり、また日米関係の歴史上、最大の金額的影響を与える出来事であることに鑑みると、情報開示や専門家による分析を求める健全で明らかな声に応じない路線を日本郵政が選んだことは驚くべき点である。当実施計画によれば、かんぽ生命は可能であれば2010年、遅くとも2011年に株式上場する予定である。重要な関連情報を公表せず、かんぽ生命が新しい「民営化」された会社として、政府の優遇措置を受けず、他の民間生保と同一のルール下に置かれるかどうかを一般国民に明らかにしないまま、かんぽ生命に投資するよう呼びかけるのは、率直に言って民営化の本来の趣旨に反する結果を招く。民営化委員会は、本来の改革の趣旨に沿った実施計画以外は認可しないことを、投資家ならびに市場関係者に保証する重要な義務があると当団体は考える。

さらに認可される実施計画の内容から、日本の国際金融センターとしての競争力を促進するという国としての公約が問われることになるという点を民営化委員会は認識すべきである。そのような観点から、世界各国の長年の経験に基づき、世界銀行、国際通貨基金 (IMF)、世界貿易機関 (WTO)、経済協力開発機構 (OECD) 等が

提唱する国営企業民営化に関するグローバル・ベストプラクティスを、日本が今回の郵政民営化に適用するかどうか、世界各国が注目している。

当団体は、GATSが明確に定める内国民待遇義務に則り、対等な競争条件が確保されるまで、かんぽ生命の事業拡大を認可しないことを強く要請する。かんぽ生命による新・改定商品の発売を認可する前に、まず日本郵政が実施計画の全文を開示することが不可欠である。また、民営化がルールに基づき、効率的かつ公正な方法で行われることについて、日本郵政の投資家や競合者の信用を得るという重要な責任を民営化委員会が果たすことを要請する。最後に当団体は、実施計画全文へのアクセスを提供するかどうか、もししないのであればその理由について、民営化委員会から正式な回答をいただきたく要請する。

以上